

愛知県環境影響評価審査会北名古屋ごみ焼却工場部会会議録

- 1 日時 平成23年10月18日（火）午後2時から午後3時まで
- 2 場所 愛知県自治センター 4階 大会議室
- 3 議事
 - (1) 名古屋都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）北名古屋ごみ焼却工場建設事業に係る環境影響評価方法書について
 - (2) その他
- 4 出席者
委員7名、説明のため出席した環境部職員14名、事業者7名
- 5 傍聴人等
傍聴人2名、報道関係者なし
- 6 会議内容
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ア 名古屋都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）北名古屋ごみ焼却工場建設事業に係る環境影響評価方法書について
 - ・ 会議録の署名について吉久部会長が、谷脇委員と成瀬委員を指名した。
 - ・ 資料1、資料2及び資料3について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

- 【吉久部会長】資料1の前の指摘事項に対する対応に関して、意見や質問があればご発言いただきたい。
- 【山澤委員】 指摘事項の1について、高層マンションの高さ方向別の予測を行うとすることで、そのことは良いと思うのだが、予測を行うのを短期予測に留めているのはなぜか。長期予測も含めて予測を行うのが適当だと思う。
- 【東海林委員】 私も、短期予測だけでなく長期予測についても必要だと思う。
短期予測及び長期予測とした方が良いのではないか。
- 【事務局】 方法書の23ページに事業実施区域の周囲に立地する大気汚染常時監視測定局の風配図が記載されているが、主風向は北西である。一方、新川の対岸に立地している高層住宅の中で、最も高いものは事業実施区域の南西に位置しており、南西に位置する高層住宅へばい煙の影響が及ぶのは、主風向ではない北東風が吹いた時であると考えられる。こうしたことから、短期予測を行う際に高層住宅への影響を予測する必要があると考えたものである。ただし、高層住宅への影響について、短期予測だ

けではなく長期予測の際にも把握すべきということであれば、事業者には対応していただく必要があると考える。

【吉久部会長】 長期予測は1年間、短期予測は1時間ごとに行うものなのか。

【山澤委員】 短期予測は、特殊な気象条件下で高濃度が出現する場合での予測を行うものである。

【吉久部会長】 これまでに行われた環境影響評価では、どのようになっているのか。

【事務局】 まず、方法書に記載されている短期予測及び長期予測の手法についてご説明させていただく。方法書の184ページに、ばい煙の排出に係る予測の基本的な手法が記載されている。長期予測については、プルーム、パフ式で年平均値を予測するものである。また、短期予測については、高濃度が出現する気象条件における1時間値を予測するものである。高濃度が出現する気象条件としては、大気安定度不安定時からダウンドラフト時までの5条件があげられている。本県でこれまでに行われたごみ焼却施設の環境影響評価の事例についても、同様の条件で短期予測が行われている。ただし、これまでの事例は今回のような市街地で行われる事業ではなかった。このため、長期予測と短期予測のいずれについても、高層階への影響を予測した例はない。

【山澤委員】 今回の事例は前例がないものである。高い場所からばい煙が排出された場合の高い場所への影響となると、大気汚染物質の濃度も地上と比較して高くなることが想定される。予測計算を行うのであれば、実態を反映して適切に予測するのが環境影響評価の考え方にもあっている。資料3の部会報告案の内容についての意見になるが、資料3の「2 大気質」の(2)については、「短期予測に当たっては」を「予測に当たっては」に修正し、長期予測を行う場合も含めた意見としていただいた方が良いと思う。

【吉久部会長】 ただいまの指摘について、事務局はどう考えるか。

【事務局】 長期予測について、高層階への影響を予測することは可能だと考えられるので、ご指摘を踏まえて、長期予測も含めて高層階への影響を予測することを求めることとしたい。

【吉久部会長】 資料1について、他に意見等はないか。

(委員から特に発言なし。)

【吉久部会長】 資料2の関係市町長意見について、意見や質問があればご発言いただきたい。

(委員から特に発言なし。)

【吉久部会長】 関係市町長意見の中で、資料3の部会報告案に盛り込んだ意見と盛り込んでいない意見があると思うので、その点について事務局から説明いただきたい。

【事務局】 関係市町長意見については、基本的にその趣旨を踏まえた意見を部会報告案に盛り込んでいるが、盛り込んでいない意見について説明する。盛り込んでいない意見は2点であり、1点目は、北名古屋市長意見の8

番目の意見、ごみ処理施設の供用後の維持管理情報をインターネット等で情報公開することを求める旨の意見である。今回は方法書であり、部会報告としては、準備書作成までに実施する調査、予測及び評価に係る内容や、事業計画等の検討に際して配慮すべき事項について指摘するものとするが、当該意見はそうした内容ではなく、また、改正された廃棄物処理法に同様の規定があることを考慮して、部会報告案には盛り込まなかった。2点目は、名古屋市長意見の「3 その他」の(1)の意見、電波の受信障害に関わる意見である。愛知県環境影響評価条例では、対象とする環境要素を、人の健康や生活環境に影響のある大気質や騒音等、あるいは、自然環境、文化財、廃棄物等としている。電波の受信障害については、愛知県環境影響評価条例の対象とする環境要素ではないことから、部会報告案には盛り込んでいない。

【吉久部会長】 それでは、資料3の部会報告案の検討に入りたいと思う。先ほど、「2 大気質」の(2)について、「短期予測に当たっては」を「予測に当たっては」に修正するという意見があったが、これ以外の点で、意見や質問があればご発言いただきたい。

【岡本委員】 「8 景観」についてだが、「色彩、デザイン等の検討に当たっては、景観への影響の低減に十分配慮すること」という文章に対して意見がある。環境影響評価の意見だと、いつもこういった表現になるのだが、私が指摘したいのは、環境への影響を低減するというのではなくて、景観への影響を意識して、色彩やデザインを検討いただきたいということである。「低減」という用語は、デザインに関してネガティブな印象を与える。

【吉久部会長】 「低減」でないとする「調和」ということになるのか。

【岡本委員】 周辺へ良い影響を与えることを意識して、色彩やデザインを検討いただきたいという趣旨である。

【事務局】 修正文案について検討している間に、部会報告案を作成した際の考え方を説明させていただく。環境影響評価は、景観に限らず、大気質や騒音も含めての環境影響をできる限り回避、低減することを目指すものであることから、「色彩、デザイン等の検討に当たっては、景観への影響の低減に十分配慮すること」としたものである。

修正文案についてだが、「また、景観への影響を意識して、新たなごみ処理施設の色彩、デザイン等を検討すること」ということではいかがか。

【岡本委員】 原案のような、景観に対してネガティブな印象を与える表現でなければ結構である。

【事務局】 意見を踏まえて、修正文案について、再度整理してみたが、「また、新たなごみ処理施設については、景観への影響を意識して、色彩、デザイン等を検討すること。」ということではいかがか。

【岡本委員】 公式な文書に使用できて、かつ、趣旨を踏まえた良い表現というのが、

すぐには思い浮かばない。ただし、この場で修正文を決めるということであれば、原案のネガティブな表現より改善されていると思うので、事務局が示した修正文案でも良いと思う。

【吉久部会長】 それでは、修正の趣旨は各委員もご了解いただいていると思うので、この部分の表現については、後ほど、岡本委員と事務局、そして部会長である私で相談して修正することとしたいが、事務局としてはいかがか。委員の皆さんから何か意見はあるか。

【事務局】 各委員の了解が得られれば、部会長の提案した方法で修正させていただきたい。

【吉久部会長】 各委員に何うが、「8 景観」の表現については、部会長一任で修正することとして良いか。

(委員から反対する旨の発言なし。)

【吉久部会長】 各委員の了解が得られたので、「8 景観」の表現については、部会長一任で修正することとさせていただく。修正文については、岡本委員と事務局とともに相談して決めさせていただく。これ以外で、何か質問や意見があればご発言いただきたい。

(委員から特に発言なし。)

【吉久部会長】 その他の意見はないようである。資料3の修正点については、2点あるので、確認させていただく。1点目は、「2 大気質」の(2)について、「短期予測に当たっては」を「予測に当たっては」に修正するというものである。2点目は、「8 景観」の「また、色彩、デザイン等の検討に当たっては、景観への影響の低減に十分配慮すること」の部分である。景観の表現については、ネガティブな表現ではなくプラス指向の意見となるよう、部会長一任で修正させていただくというものである。これに関して、各委員、何か意見はあるか。

(委員から特に発言なし。)

【吉久部会長】 意見はないようなので、資料3から、大気質と景観の2点を修正したものを部会報告とし、審査会で報告させていただく。

イ その他

- ・ 特になし。

(3) 閉会